

きょたくかいごしえん  
居宅介護支援

じゅうようじこうせつめいしょ  
重要事項説明書

いりょうほうじん とくしゅうかい  
医療法人 徳洲会

せんだいとくしゅうかいかいごせんたー  
仙台徳洲会介護センター

とうじぎょうしょ けいやくしゃ たいてしてしていきよたくかいごしえんさーびす ていきょう きよたくかいごしえんぎょうむ  
 当事業所は、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。居宅介護支援業務

について けいやく ていけつ まえ しって ないよう せつめい  
 について契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからな

いこと、わかりにくいことがあれば、えんりよ しつもん  
 いこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

## 1・居宅介護支援を提供する事業所について

じぎょうしょめいしょう 事業所名称	いりょうほうじん とくしゅうかい 医療法人 徳洲会
だいひょうしゃめい 代表者名	りじちよう ひがしうえ しんいち 理事長 東上 震一
ほんぶしょざいち 本部所在地	おおさかふおおさかききたくうめだ1ちようめ3ばん1-1200ごう 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番 1-1200号
ほんぶれんらくさき 本部連絡先	でんわ ふあつくす TEL 06-6346-2888 FAX 06-6346-2889

## 2・利用者様への居宅介護支援業務を担当する事業者名

### (1) 事業所の所在地等

じぎょうしょめい 事業所名	いりょうほうじん とくしゅうかい せんだいとくしゅうかいかいごせんたー 医療法人 徳洲会 仙台徳洲会介護センター
かいごほけんじぎょうしょばんごう 介護保険事業所番号	みやぎけんしてい だい ごう 宮城県指定 第0475500062号
じぎょうしょしょざいち 事業所所在地	みやぎけんせんだいししづみくたかたまちよう9-8 宮城県仙台市泉区高玉町 9-8
れんらくさき 連絡先	でんわ ふあつくす TEL 022-771-5115 FAX 022-771-5116
かんりしゃ 管理者	いしばし まきこ 石橋 真樹子
じぎょう じっしゅくいき 事業の実施区域	せんだいししづみく あおばく あさひがおか かわひら きたねくろまつ さくらがおか 仙台市泉区・青葉区 (旭ヶ丘 川平 北根黒松 桜ヶ丘 ひがしかつやま ふたばけおか みやぎのく いわきり とみやし 東勝山 双葉ヶ丘)・宮城野区 (岩切)・富谷市

(2) 事業所の職員体制

	じょうきん 常勤	ひじょうきん 非常勤	ぎょうむないよう 業務内容
かんりしゃ しゆにかいごしえん 管理者(主任介護支援 せんもんいん 専門員)	1 名  (専従)	0名	じぎょうしょ しよくいん ぎょうむ かんり 事業所の職員・業務の管理
かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員	めい せんじゆう 4名(専従)	めい 0名	きょたくかいごしえんぎょうむ 居宅介護支援業務

(3) 事業所の営業日時

えいぎょうび 営業日	げつようび どうようび にち しゆく がつ にち がつ にち きゅうぎょう 月曜日～土曜日(日・祝・12月31日～1月3日は休業)		
えいぎょうじかん 営業時間	げつ きん 月～金 8:30～17:00	どうようび 土曜日 8:30～12:30	

\* 電話等により、24時間常時連絡可能な体制あり。

(4) 目的・運営方針

じぎょうもくてき 事業目的	<p>じぎょうしょしよぞく かいごしえんせんもんいん ようかいごしやとう そうだん おうじ 事業所所属の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、</p> <p>ようかいごしやとう しんしん じょうきょう おかれて かんきょうとう おうじて 要介護者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、</p> <p>ほんにん かぞく いこう もと てきせつ さーびす りょう 本人や家族の意向を基に、適切なサービスが利用できるように、</p> <p>さーびす しゆるい ないようとう けいかく さくせい さーびす サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの</p> <p>ていきょう しゆるい かくほ れんらくちようせいそのほかべんぎ ていきょう 提供の種類が確保されるように、連絡調整その他便宜の提供を</p> <p>おこなう もくてき 行うことを目的とします。</p>
うんえい ほうしん 運営の方針	<p>① 利用者が可能な限り、その居宅において能力に応じ自立した</p> <p>にちじょうせいかつ いたなむ できる はいりよ 日常生活を営むことが出来るように配慮します。</p> <p>② 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者</p>

	<p>かぞく せんたく もとづきてきせつ さーびす たよう ぎょうしゃ ていきょう          や家族の選択に基づき適切なサービスが多様な業者から提供          されるように配慮します。</p> <p>③ ていきょう さーびす とくてい しゅるい とくてい ぎょうしゃ ふとう かたよる          提供されるサービスが特定の種類、特定の業者に不当に偏る          ことなく、公正中立に行います。</p> <p>④ しちょうそん そのた じぎょうしょ れんけい つとめます          市町村、その他の事業所との連携に努めます。</p>
--	---

### 3・居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

りようもうしこみ  
**利用申込**



じゅうようじこう せつめい  
**重要事項の説明**



けいやく  
**契約**



きょたくさーびすけいかく けあぶらん さくせい  
**居宅サービス計画（ケアプラン）の作成**

#### ① あせすめんと **アセスメント**

かいごしえんせんもんいん りようしゃ きょたく ほうもん りようしゃ かぞく めんだん じょうほうしゅうしゅう  
 介護支援専門員が利用者の居宅へ訪問し、利用者や家族と面談し、情報収集します。

かかえて もんだいてん かいけつす かだい ぶんせき  
 そこで抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。



#### ② きょたくさーびすけいかく けあぶらん げんあん さくせい きょたくさーびすじぎょうしょ せんたく **居宅サービス計画（ケアプラン）の原案の作成と居宅サービス事業所の選択**

かいごしえんせんもんいん が あせすめんとなど えたじょうほう をもとに きょたくさーびすけいかくしょ  
 介護支援専門員がアセスメントなどで得た情報をもとに居宅サービス計画書

（ケアプラン）の原案を作成します。利用者には居宅サービス事業者に関する選択が

できるようにじょうほう ていきょう りようしゃ じぎょうしゃ えらびます  
 できるように情報を提供し、利用者が事業者を選びます。



### ③ サービス担当者会議

介護支援専門員が居宅サービス計画書（ケアプラン）の原案を基にサービス担当者会議

を開催します。サービス担当者会議には、利用者、家族、居宅サービス事業者等が参加

し、利用者及び家族に対して提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを

提供する上での留意点等を説明し、同意を得た上で決定します。

\* 居宅サービス事業所との契約



1割から3割の負担でサービスが利用できます



居宅サービス計画書（ケアプラン）の実施状況の把握（モニタリング）

利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも

も一月に一回、利用者の居宅を訪問します。



居宅サービス計画（ケアプラン）の変更（サービス等の変更）



上記①アセスメントの手順に沿って居宅サービス計画（ケアプラン）を変更します。

## 4・居宅介護支援のサービスの内容、提供方法等

内容	提供方法
課題分析の実施	① 課題分析の実施にあたっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。
	② 解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の

	<p>きょたく ほうもん りょうしゃおよび かぞく めんだん おこないます  <b>居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行います。</b></p> <p>③ しょう かだいぶんせきひょう しゅるい みやぎけんぼん あせすめんと  <b>使用する課題分析票の種類は、宮城県版「アセスメントのための</b>  <b>じょうほうしゅうしゅうしーと128</b>  <b>情報収集シート128」および「ケアプラン策定のための課題</b>  <b>けんとうようし しょう</b>  <b>検討用紙」を使用します。</b></p>
<p>きょたく さーびす  <b>居宅 サービス</b></p> <p>けいかくしよげんあん  <b>計画書原案 の</b></p> <p>さくせい  <b>作成</b></p>	<p>りょうしゃ きぼうおよび あせすめんと けっか もとづき りょうしゃ かぞく  <b>利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者および家族</b>  <b>の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき</b>  <b>かだい たっせいじき さーびす しゅるい ないようなど きさい きょたく</b>  <b>課題とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅</b>  <b>さーびすけいかくしよ げんあん さくせい</b>  <b>サービス計画書の原案を作成します。かいごしえんせんもんいん きょたく</b>  <b>介護支援専門員は、居宅サービ</b>  <b>ス計画書の原案作成に際しては、つぎ てん はいりよ</b>  <b>次の点に配慮します。</b></p> <p>① りょうしゃ きょたく ほうもん りょうしゃおよび かぞく めんせつ りょうしゃ  <b>利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者</b>  <b>おかれて かんきょう たちば じゅうぶん りかい かだい はあく</b>  <b>の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に</b>  <b>つとめます</b>  <b>努めます。</b></p> <p>② りょう きょたくさーびすけいかくしよなど せんたく どうがいちいき  <b>利用する居宅サービス計画書等の選択にあたっては、当該地域に</b>  <b>していきょたくさーびすじぎょうしゃとう かんするじょうほう りょうしゃ</b>  <b>おける指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者また</b>  <b>はかぞく ていきょう</b>  <b>はその家族に提供します。</b></p> <p>③ りょうしゃ かぞく きょたくさーびすけいかくしよ (けあぶらん)  <b>利用者やその家族は、居宅サービス計画書（ケアプラン）に</b>  <b>いちづけるきょたくさーびすじぎょうしよ ふくすう じぎょうしよ しょうかい</b>  <b>位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介</b>  <b>およびきょたくさーびすけいかくしよ (けあぶらん) いちづけた せんてい</b>  <b>および居宅サービス計画書（ケアプラン）位置付けたその選定</b>  <b>りゅう かいごしえんせんもんいん たいしてもとめる</b>  <b>理由を介護支援専門員に対して求めることができるものとして</b>  <b>りょうもうしこみしゃ かくにん おこなう</b>  <b>利用申込者から確認を行うものとしします。</b></p>

	<p>④ <small>かいごしえんせんもんいん りょうしゃ たいしてきょたくさーびす ないよう とくてい</small>  <small>しゅるい じぎょうしゃ ふとう かたよる ゆうどう しじ おこないません</small>  <b>介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の  種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。</b></p>
<p><small>さーびす たんとうしゃ</small>  <b>サービス担当者</b></p> <p><small>かいぎなど</small>  <b>会議等による</b></p> <p><small>せんもんてきいけん</small>  <b>専門的意見の</b></p> <p><small>ちょうしゅ</small>  <b>聴取</b></p>	<p><small>きょたくさーびすけいかく げんあん いちづけたしていきょたくさーびすとう たんとうしゃ</small>  <b>居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者</b></p> <p><small>しょうしゅう おこなう さーびす たんとうしゃかいぎ かいさい たんとうしゃ たいするしょうかい</small>  <b>を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会</b></p> <p><small>とう きょたくさーびすけいかく げんあん ないよう たんとうしゃ</small>  <b>等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から</b></p> <p><small>せんもんてきいけん もとめます</small>  <b>専門的意見を求めます。</b></p>
<p><small>きょたく さーびす</small>  <b>居宅 サービス</b></p> <p><small>けいかくしよ せつめい</small>  <b>計画書の説明、</b></p> <p><small>どうい こうふ</small>  <b>同意、交付</b></p>	<p>① <small>きょたくさーびすけいかくしよ いちづけたしていきょたくさーびすとう</small>  <b>居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス等について、</b></p> <p><small>ほけんきゅうふ たいしゅう くぶん うえ きょたくさーびす</small>  <b>保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス</b></p> <p><small>けいかく げんあん ないよう りょうしゃ かぞく たいしてせつめい</small>  <b>計画の原案の内容について利用者または家族に対して説明し、</b></p> <p><small>ぶんしよ りょうしゃ どうい えます</small>  <b>文書により利用者の同意を得ます。</b></p> <p>② <small>さくせい きょたくさーびすけいかく こうふ</small>  <b>作成した居宅サービス計画は交付します。</b></p>
<p><small>きょたく さーびす</small>  <b>居宅 サービス</b></p> <p><small>けいかくしよ じっし</small>  <b>計画書の 実施</b></p> <p><small>じょうきょう はあく</small>  <b>状況の把握</b></p>	<p>① <small>きょたくさーびすけいかく さくせいご きょたくさーびすけいかく じっし じょうきょう</small>  <b>居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施、状況の</b></p> <p><small>はあく もにたりんぐ おこないます りょうしゃ かぞく していきょたく</small>  <b>把握（モニタリング）を行います。利用者のおよび家族、指定居宅</b></p> <p><small>さーびす じぎょうしゃとう れんらく けいぞくてき おこない ひつよう おうじてきょたく</small>  <b>サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅</b></p> <p><small>さーびすけいかく へんこう していきょたくさーびす じぎょうしゃとう れんらくちょうせい</small>  <b>サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整</b></p> <p><small>そのた べんぎ ていきょう おこないます</small>  <b>その他の便宜の提供を行います。</b></p> <p>② <small>すくなく いっかげついつかい もにたりんぐ けつか きろく</small>  <b>少なくとも一月一回、モニタリングの結果を記録します</b></p>
<p><small>きょたく さーびす</small>  <b>居宅 サービス</b></p> <p><small>けいかく へんこう</small>  <b>計画の変更につ</b></p> <p><b>いて</b></p>	<p><small>きょたくさーびすけいかく へんこう ひつようせい みとめたばあい じぎょうしゃ</small>  <b>居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が</b></p> <p><small>きょたくさーびすけいかく へんこう ひつよう はんたん ばあい じぎょうしゃ りょうしゃ</small>  <b>居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者</b></p> <p><small>そうほう ごうい きょたくさーびすけいかく へんこう きょたくかいごしえん</small>  <b>双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援</b></p>

	<p>ぎょうむ じっしほうほうとう てじゆん したがってじっし 業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。</p>
<p>いりょう れんけい 医療との連携に ついて</p>	<p>りょうしゃ ふくやくじょうきょう こうくうきのう その た りょうしゃ しんしんまた せいかつ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の じょうきょう かかるじょうほう え た ばあい しゅじい しかいし 状況に係る情報を得た場合であって、主治医もしくは歯科医師、 やくざいし じょげん ひつよう かいごしえんせんもんいん はんだん 薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについ て じょうほうていきょう おこなう て情報提供を行うものとします。 りょうしゃ ほうもんかんご つうしより はびりてーしょんとう いりょうさーびす 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを きぼう ばあい りょうしゃ どうい え て しゅじいとう にゆういんちゆう しゅじい 希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等（入院中の主治医 を含む）の意見を求めます。又、利用者の同意を得て、この意見を もとめたいし たいして きょたくさーびすけいかく こうふいたします 求めた医師に対して、居宅サービス計画を交付致します。</p>
<p>にゆういんじ いらい 入院時の依頼 について</p>	<p>りょうしゃ にゆういんじ さいして いりょうきかん れんけい えんかつ おこなう 利用者の入院時に際しては、医療機関との連携を円滑に行うため、 りょうしゃ かぞくとう たんとうかいごしえんせんもんいん しめいなど にゆういんさき 利用者もしくは家族等が、担当介護支援専門員の氏名等を入院先 いりょうきかん ていきょう きょうりよく いらい 医療機関に提供していただくことの協力を依頼します。（あらか じめけんこうひほけんしょうとう かいごしえんせんもんいん めいしとう あわせてほかん 健康被保険証等に介護支援専門員の名刺等と合わせて保管して おくことをお勧めします。）</p>
<p>ようかいごにんていとう 要介護認定等の きょうりよく 協力について</p>	<p>りょうしゃ ようかいごにんてい ようしえんにんてい こうしんしんせい じょうたい 利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の へんか ともなうくぶんへんこう しんせい えんかつ おこなわれる ひつよう きょうりよく 変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を おこないます 行います。</p>
<p>こうせいちゅうりつ 公正中立の まねじめんと マネジメントの とりくみ 取り組み</p>	<p>りょうしゃ いし もとづいたけいやく かくほ ため りょうしゃ 利用者の意思に基づいた契約であることを確保する為、利用者やそ かぞく けあぶらん いちづける きょたくさーびすじぎょうしょ の家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、 ふくすう じぎょうしょ しょうかい もとめる どうがいじぎょうしょ 複数の事業所を紹介するよう求めること、また当該事業所を</p>



	<p>ケアプランに位置付けた理由を求めることができます。</p> <p>また、以下について書面で利用者に説明を行い、理解を得、介護サービス情報公表制度において公表します。(努力義務へ変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合</li> <li>前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の同一事業者によって提供されたものの割合</li> </ul>
--	---

## 5・利用料金

### (1) 利用料金の支払い

利用料金については介護保険制度から全額給付されます。但し、保険料の滞納等により、

保険給付が直接事業者を支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所から

サービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明を後日、市町村(保険者)の

窓口提供しますと、全額払い戻しを受けられます。

### (2) 利用料金

事業者が提供居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項料金表】のとおりです。

### (3) 支払い方法

料金が発生する場合、1ヶ月ごとに計算し、ご請求を致しますので、翌月末までにお支払い

ください おしほらい  
下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

## 6・サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替等

#### ① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合には、ご契約者に対して、サービスの利用不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ② ご契約者からの交替申し出

選任された、介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情、その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して、介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指定はできません。

## 7・虐待防止の為の措置に関する事項

事業所の管理者および介護支援専門員は、居宅介護支援を行う上で、高齢者虐待の早期発見、再発防止に努め、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護するもの）による生命又は身体に重大な危険が生ずる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村及び関係機関に通報し、当該利用者の生命や権利の保護に

つとめます。また、事業所は虐待の発生又は再発を防止する為、以下の掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会の定期的開催及び従業者への周知・徹底
- (2) 虐待防止の為の指針の整備と閲覧体制の確保
- (3) 介護支援専門員に対しての虐待の防止の為の研修の定期的実施
- (4) 前(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置
- (5) その他虐待防止の為に必要な処置
  - ・ 成年後見制度の利用支援

## 8・身体拘束等の適正化の推進

- (1) 身体拘束等の防止為の対策を検討する委員会の定期的開催及び従業者への周知・徹底
- (2) 身体拘束の防止の為の指針の整備
- (3) 介護支援専門員に対しての身体拘束等の防止の為の研修の定期的実施
- (4) 前(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

## 9・秘密保持と個人情報の保護について

<p>利用者様及び 家族に関する 秘密の保持に ついて</p>	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し、適切な取り扱いに努めます。</p>
---	--

	<p>②事業<sup>じぎょうしゃ</sup>者<sup>および</sup>及<sup>じゆうぎょうしゃ</sup>び<sup>さー</sup>従<sup>び</sup>業<sup>す</sup>者<sup>ていきょう</sup>は、<sup>うえ</sup>サー<sup>しり</sup>ビス<sup>えたり</sup>を<sup>り</sup>提<sup>り</sup>供<sup>り</sup>する<sup>り</sup>上<sup>り</sup>で<sup>り</sup>知<sup>り</sup>り<sup>り</sup>得<sup>り</sup>た<sup>り</sup>利<sup>り</sup>用<sup>り</sup>者<sup>り</sup></p> <p>およ<sup>び</sup>び<sup>か</sup>家<sup>ぞく</sup>族<sup>かん</sup>に<sup>する</sup>関<sup>ひ</sup>する<sup>みつ</sup>秘<sup>せい</sup>密<sup>とう</sup>を<sup>り</sup>正<sup>り</sup>当<sup>り</sup>な<sup>り</sup>理<sup>り</sup>由<sup>り</sup>な<sup>り</sup>く<sup>り</sup>、<sup>だい</sup>第<sup>さん</sup>三<sup>しゃ</sup>者<sup>も</sup>に<sup>ら</sup>漏<sup>ら</sup>し<sup>ま</sup>せ<sup>ん</sup>ん。</p> <p>③事業<sup>じぎょうしゃ</sup>者<sup>じゆう</sup>は<sup>じ</sup>従<sup>ぎょう</sup>事<sup>し</sup>者<sup>り</sup>に<sup>え</sup>業<sup>り</sup>務<sup>り</sup>上<sup>り</sup>知<sup>り</sup>り<sup>り</sup>得<sup>り</sup>た<sup>り</sup>利<sup>り</sup>用<sup>り</sup>者<sup>り</sup>及<sup>り</sup>び<sup>お</sup>家<sup>よ</sup>族<sup>び</sup>の<sup>か</sup>秘<sup>ぞく</sup>密<sup>ひ</sup>を<sup>みつ</sup>保<sup>ほ</sup>持<sup>じ</sup>さ<sup>せ</sup>せ</p> <p>る<sup>た</sup>め<sup>に</sup>、<sup>じゆう</sup>従<sup>ぎょう</sup>業<sup>しゃ</sup>者<sup>ひ</sup>の<sup>みつ</sup>秘<sup>ほ</sup>密<sup>じ</sup>保<sup>じ</sup>持<sup>ほ</sup>に<sup>つ</sup>い<sup>て</sup>は<sup>ぎ</sup>業<sup>ぎ</sup>務<sup>む</sup>を<sup>し</sup>終<sup>り</sup>了<sup>り</sup>し<sup>た</sup>後<sup>り</sup>や<sup>あ</sup>従<sup>じゆう</sup>業<sup>ぎ</sup>者<sup>り</sup>の<sup>あ</sup>退<sup>じゆう</sup>職<sup>り</sup>後<sup>り</sup>も<sup>あ</sup>繼<sup>じゆう</sup>続<sup>り</sup>す<sup>る</sup>等<sup>り</sup>に<sup>あ</sup>雇<sup>じゆう</sup>用<sup>り</sup>契<sup>あ</sup>約<sup>じゆう</sup>を<sup>あ</sup>結<sup>じゆう</sup>ん<sup>で</sup>い<sup>ま</sup>す。</p>
<p>こ<sup>じ</sup>ん<sup>じ</sup>ょう<sup>ほ</sup>う 個人<sup>じ</sup>情<sup>じ</sup>報<sup>ほ</sup>の ほ<sup>ご</sup> 保<sup>ご</sup>護<sup>ご</sup>に<sup>つ</sup>い<sup>て</sup></p>	<p>①事業<sup>じぎょうしゃ</sup>者<sup>あ</sup>は<sup>ら</sup>、<sup>あ</sup>予<sup>ら</sup>め<sup>ら</sup>文<sup>ら</sup>書<sup>ら</sup>で<sup>ら</sup>同<sup>ら</sup>意<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>得<sup>ら</sup>な<sup>ら</sup>い<sup>ら</sup>限<sup>ら</sup>り<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>サ<sup>ら</sup>ー<sup>ら</sup>ビ<sup>ら</sup>ス<sup>ら</sup>担<sup>ら</sup>当<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>会<sup>ら</sup>議<sup>ら</sup>等<sup>ら</sup>に</p> <p>お<sup>ら</sup>い<sup>て</sup>、<sup>ら</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>個人<sup>ら</sup>情<sup>ら</sup>報<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>致<sup>ら</sup>し<sup>ま</sup>せ<sup>ん</sup>。ま<sup>た</sup>、<sup>ら</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>家<sup>ら</sup>族<sup>ら</sup>の</p> <p>個人<sup>ら</sup>情<sup>ら</sup>報<sup>ら</sup>に<sup>つ</sup>い<sup>て</sup>も<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>予<sup>ら</sup>め<sup>ら</sup>文<sup>ら</sup>章<sup>ら</sup>で<sup>ら</sup>同<sup>ら</sup>意<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>得<sup>ら</sup>な<sup>ら</sup>い<sup>ら</sup>限<sup>ら</sup>り<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>サ<sup>ら</sup>ー<sup>ら</sup>ビ<sup>ら</sup>ス<sup>ら</sup></p> <p>担<sup>ら</sup>当<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>会<sup>ら</sup>議<sup>ら</sup>に<sup>お</sup>い<sup>て</sup>、<sup>ら</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>家<sup>ら</sup>族<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>個人<sup>ら</sup>情<sup>ら</sup>報<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>致<sup>ら</sup>し<sup>ま</sup>せ<sup>ん</sup>。</p> <p>②利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>様<sup>ら</sup>及<sup>ら</sup>び<sup>ら</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>家<sup>ら</sup>族<sup>ら</sup>に<sup>関</sup>する<sup>ら</sup>個人<sup>ら</sup>情<sup>ら</sup>報<sup>ら</sup>が<sup>ら</sup>含<sup>ら</sup>ま<sup>ら</sup>れる<sup>ら</sup>記<sup>ら</sup>録<sup>ら</sup>物<sup>ら</sup>に<sup>つ</sup></p> <p>い<sup>て</sup>は<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>善<sup>ら</sup>良<sup>ら</sup>な<sup>ら</sup>管<sup>ら</sup>理<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>注<sup>ら</sup>意<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>以<sup>ら</sup>つ<sup>て</sup>管<sup>ら</sup>理<sup>ら</sup>し<sup>、</sup>処<sup>ら</sup>分<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>際<sup>ら</sup>に<sup>も</sup>第<sup>ら</sup>三<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup></p> <p>へ<sup>の</sup>漏<sup>ら</sup>洩<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>防<sup>ら</sup>止<sup>ら</sup>す<sup>る</sup>もの<sup>ら</sup>と<sup>し</sup>ま<sup>す</sup>。</p> <p>③事業<sup>じぎょうしゃ</sup>者<sup>か</sup>が<sup>ん</sup>管<sup>り</sup>理<sup>じ</sup>す<sup>る</sup>情<sup>じ</sup>報<sup>じ</sup>に<sup>つ</sup>い<sup>て</sup>は<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>者<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>求<sup>ら</sup>め<sup>ら</sup>に<sup>あ</sup>じ<sup>て</sup>、<sup>ら</sup>そ<sup>の</sup></p> <p>内<sup>ら</sup>容<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>開<sup>ら</sup>示<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>す<sup>る</sup>こと<sup>ら</sup>と<sup>し</sup>、<sup>ら</sup>開<sup>ら</sup>示<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>結<sup>ら</sup>果<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>情<sup>ら</sup>報<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>訂<sup>ら</sup>正<sup>ら</sup>追<sup>ら</sup>加<sup>ら</sup>又<sup>ら</sup>は<sup>ら</sup>修<sup>ら</sup>正<sup>ら</sup></p> <p>を<sup>ら</sup>求<sup>ら</sup>め<sup>ら</sup>ら<sup>れた</sup>場<sup>ら</sup>合<sup>ら</sup>は<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>遅<sup>ら</sup>延<sup>ら</sup>な<sup>く</sup>調<sup>ら</sup>査<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>行<sup>ら</sup>い<sup>、</sup>利<sup>ら</sup>用<sup>ら</sup>目<sup>ら</sup>的<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>達<sup>ら</sup>成<sup>ら</sup>に<sup>必</sup>要<sup>ら</sup>な</p> <p>範<sup>ら</sup>圍<sup>ら</sup>で<sup>ら</sup>訂<sup>ら</sup>正<sup>ら</sup>等<sup>ら</sup>を<sup>ら</sup>行<sup>ら</sup>う<sup>る</sup>もの<sup>ら</sup>と<sup>し</sup>ま<sup>す</sup>。</p>

10・感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>症<sup>しょう</sup>の<sup>ら</sup>予<sup>ら</sup>防<sup>ら</sup>及<sup>ら</sup>び<sup>ら</sup>まん<sup>ら</sup>延<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>防<sup>ら</sup>止<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>為<sup>ら</sup>の<sup>ら</sup>処<sup>ら</sup>置<sup>ら</sup>と<sup>ら</sup>感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>症<sup>しょう</sup>発<sup>は</sup>生<sup>せい</sup>時<sup>じ</sup>の<sup>ら</sup>対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>の<sup>ら</sup>向<sup>こう</sup>上<sup>じょう</sup>

事業<sup>じぎょう</sup>所<sup>しょ</sup>は<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>当<sup>ら</sup>該<sup>ら</sup>事<sup>ら</sup>業<sup>ら</sup>所<sup>ら</sup>に<sup>お</sup>い<sup>て</sup>感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>症<sup>しょう</sup>が<sup>ら</sup>発<sup>は</sup>生<sup>せい</sup>、<sup>ら</sup>又<sup>ら</sup>は<sup>ら</sup>まん<sup>ら</sup>延<sup>ら</sup>し<sup>な</sup>い<sup>ら</sup>よう<sup>ら</sup>、<sup>ら</sup>下<sup>か</sup>記<sup>き</sup>の<sup>ら</sup>対<sup>たい</sup>策<sup>さく</sup>を

講じます。また、業務継続計画を策定し、感染症発生時は業務継続計画に従い、必要な処置を講じます。

(1) 感染症対策についての指針の整備

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期開催、必要時は臨時に開催

(3) 介護支援専門員に対して、感染症および予防のための定期的な研修実施

## 11・災害発生時の対応の向上

事業所は業務継続計画を策定し、災害発生時は業務継続計画に従い、必要な処置を講じます。

## 12・緊急時における対応及び損害賠償

居宅介護支援の提供中に利用者の状態に変化、その他の緊急事態が生じた時は速やかに家族に連絡する等の必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って、事故の責めに帰すべき事由により、

利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

守秘義務を違反した場合も同様とします。

## 13・<sup>くじょう うけつけ</sup>苦情の受付について

### (1) <sup>くじょう うけつけ とうじぎょうしょ</sup>苦情の受付（当事業所）

<sup>せんだい とく しゅうかい かいご</sup> 仙台 徳 洲会 介護  <sup>せんたー</sup> センター	<sup>くじょううけつけまどぐち</sup> 苦情受付窓口	<sup>さとう まりこ</sup> 佐藤 まり子
	<sup>くじょうかいけつせきにんしゃ</sup> 苦情解決責任者	<sup>かんりしゃ いしばし まきこ</sup> 管理者 石橋 真樹子
	<sup>うけつけじかん</sup> 受付時間	<sup>げつ きん</sup> 月～金 8：30～17：00  <sup>ど</sup> 土 8：30～12：30
	<sup>でんわばんごう</sup> 電話番号	022-771-5115

### (2) <sup>くじょう うけつけ おも ぎょうせいきかん</sup>苦情の受付（主な行政機関）

<sup>せんだいしけんこうふくしきょくかいごじぎょうしえんか</sup> 仙台市健康福祉局介護事業支援課  <sup>きょたくさーびすしどうがかり</sup> 居宅サービス指導係	<sup>でんわばんごう</sup> 電話番号 022-214-8192	
<sup>せんだいしあおばくやくしよ</sup> 仙台市青葉区役所	<sup>かいごほけんか</sup> 介護保険課	<sup>でんわばんごう</sup> 電話番号 022-225-7211 <sup>だい</sup> （代）
<sup>せんだいしあざみやくしよ</sup> 仙台市泉区役所	<sup>かいごほけんか</sup> 介護保険課	<sup>でんわばんごう</sup> 電話番号 022-372-3111 <sup>だい</sup> （代）
<sup>せんだいしみやぎのくやくしよ</sup> 仙台市宮城野区役所	<sup>かいごほけんか</sup> 介護保険課	<sup>でんわばんごう</sup> 電話番号 022-291-2111 <sup>だい</sup> （代）
<sup>とみやしほけんふくしそごうしえんせんたー</sup> 富谷市保健福祉総合支援センター	<sup>でんわばんごう</sup> 電話番号 022-348-1138	
<sup>みやぎけんこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい</sup> 宮城県国民健康保険団体連合会  <sup>かいごほけんか</sup> 介護保険課	<sup>でんわばんごう</sup> 電話番号 022-222-7700	

## 14・<sup>はらすめんとたいさく</sup>ハラスメント対策について

<sup>じぎょうしょ</sup>事業所は、<sup>はらすめんと</sup>ハラスメントの<sup>ししん さくてい</sup>指針を策定し、<sup>しよくいん しゅうぎょうかんきょう</sup>職員の就業環境および<sup>かいご げんば</sup>介護の現場におい

<sup>せいてき げんどうとう ゆうえつてき かんけい はいけい</sup>て、性的な言動等、優越的な関係を背景とした言動等、または<sup>げんどうとう ぎょうむじょう ひつよう こえたげんどう</sup>業務上の必要を超えた言動

とう により、利用者およびご家族、介護支援専門員、双方へのハラスメントを防止する必要

な措置を講じます。

ねん がつ にち  
年 月 日

きょたくかいごしえん ていきょう ほんしよめん もとづきじゅうようじこう せつめい  
居宅介護支援の提供にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

していきょたくかいごしえんじぎょうしょ せんたいとくしゅうかいかいごせんたー  
指定居宅介護支援事業所 仙台徳洲会介護センター

せつめいしゃ かいごしえんせんもんいん  
説明者 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

わたし ほんしよ もとづいて じぎょうしょ きょたくかいごしえん じゅうようじこう せつめい うけ  
私は、本書に基づいて、事業所から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、

サービス提供の開始に同意しました。

りょうしゃめい しめい  
利用者名 氏名 \_\_\_\_\_

だいにんしめい しめい  
代理人氏名 氏名 \_\_\_\_\_

ぞくがら  
続柄 ( )

ふそく れいわ ねん がつ にちかいてい れいわ ねん がつ 1 にち てきよう  
附則 令和3年3月25日改訂 令和3年4月1日より適用

れいわ ねん がつ にちかいてい れいわ ねん がつ にち てきよう  
令和4年4月 1日改訂 令和4年4月1日より適用

れいわ ねん がつ にちかいてい れいわ ねん がつ にち てきよう  
令和4年6月25日改訂 令和4年6月25日より適用

れいわ ねん がつ にちかいてい れいわ ねん がつ にち てきよう  
令和6年4月 1日改訂 令和6年4月1日より適用